

5年保存

基監発第 0401002 号  
平成 21 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

非正規雇用労働条件改善指導員の配置等に関して留意すべき事項について

非正規雇用労働条件改善指導員（以下「指導員」という。）の配置については、平成 21 年 4 月 1 日付け地発第 0401003 号、基発第 0401006 号「非正規雇用労働条件改善指導員の配置について」により指示されたところであるが、指導員の職務が円滑に行われ、かつ、実効あるものとなるよう、職務の遂行に必要な関係資料の提供、研修の実施等を行うとともに、下記に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 配置等

指導員の配置等については、別添のとおりとする。

### 2 指導員に対する具体的な指示等

(1) 「非正規雇用労働条件改善指導員執務準則」第 4 の「局長が指名する者」には、予め次の者を指名すること。

- ① 監督課長
- ② その他局長が必要と認める者

(2) 上記の者は、指導員の業務が効果的に行われるよう、必要に応じ、指導員に対する具体的な指示及び労働基準監督機関が行う業務との調整等を行うこと。

### 3 その他

- (1) 「非正規雇用労働条件改善指導員規程」第3条の(2)の指導員が行う職務の「非正規労働者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関する資料の収集及び分析その他必要な事務」については、自主点検の実施、相談対応等が含まれるものであること。
- (2) 指導員には、「非正規雇用労働条件改善指導員規程」及び「非正規雇用労働条件改善指導員執務準則」を配付すること。

「非正規雇用労働条件改善指導員」の配置等について

- 注1 配置 都道府県労働局労働基準部監督課 1名
- 注2 勤務日数 7日／月
- 注3 支出科目 一般会計  
(組織) 都道府県労働局  
(項) 労働条件確保・改善対策費 (目) 諸謝金
- 注4 単価 日額11,600円
- 注5 任期 単年度任期(配置等は毎年度見直し)